

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第105号

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「警防部消防救助課消防航空隊」を「消防航空隊」に改める。

第6条に次の1号を加える。

(10) 災害待機手当

第14条第1項中「京都市左京消防署花背消防出張所」の右に「(以下「花背消防出張所」という。)」を加える。

第15条を次のように改める。

(機関手当)

第15条 機関手当は、正規の勤務が2日にわたり継続して拘束される勤務（以下「隔日勤務」という。）である職員（消防指令センター又は消防航空隊に勤務するものを除く。）及び花背消防出張所に勤務する職員のうち、道路交通法施行令第13条第1項第1号から第1号の3までに規定する自動車（以下「緊急消防車両」という。）の運転又は保全に従事したものに支給する。

2 機関手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる緊急消防車両の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 車両総重量が11,000キログラム以上の緊急消防車両 300円

(2) 車両総重量が8,000キログラム以上11,000キログラム未満の緊急消防車両 250円

(3) 車両総重量が8,000キログラム未満の緊急消防車両 200円

第22条を第23条とし、第19条から第21条までを1条ずつ繰り下げる。

第18条中「出動手当」の右に「, 災害待機手当」を加え、同条を第19条とする。

第17条を第18条とする。

第16条第1項中「正規の勤務が2日にわたり継続して拘束される勤務（以下「」及び「」という。）」を削り、同条を第17条とする。

第15条の次に次の1条を加える。

(災害待機手当)

第16条 災害待機手当は、職員を緊急に召集し、対処する必要がある災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、当該災害に対処するために、正規の勤務時間以外の時間に、勤務公署その他これに準じる場所において待機すること（以下「災害待機」という。）を命じられた職員に支給する。

2 災害待機手当の額は、災害待機をした時間1時間までごとに250円とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則第15条、第16条及び第19条の規定は、平成30年4月1日午前8時30分以後に支給すべき事由が生じた手当について適用し、同時刻前に支給すべき事由が生じた手当については、なお従前の例による。

(消防局総務部人事課)